

問 い	答 え
<p>① 化学肥料の使用量を実際に何割減らすことが支援の要件ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取組メニューのうち、国の補填(7割)事業に申請するためには2つ以上、県の補填(1.5割)事業に申請するためには3つ以上行っていることが支援の要件です。
<p>② 化学肥料の使用量低減の取組はいつまでに行う必要がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度又は令和5年度中に化学肥料低減計画書に○及び◎をつけた取組メニューを確実に行っていただくことが要件です。 また取組を行ったことが後日確認できる書類等を必ず保管しておいてください。
<p>③ 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既に取り組んでいるものもカウントします。 その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取組を1つ以上行ってください。
<p>④ 県事業に申請したいが、3つ以上低減に取り組むのは、難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県事業は国事業に上乗せして、化学肥料の低減の取組を強力に行っていただく農家の方を支援する仕組みとなっています。 国事業だけでも申請することは可能ですので、それぞれの営農の状況に応じて検討をお願いします。
<p>⑤ 県事業と国事業は別々に申請する必要がありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1つの様式で国と県事業の両方に申請できる様式にしています。 様式内に申請する事業に○をつける欄がありますので、ご確認ください。
<p>⑥ いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 秋肥と春肥で申請時期は異なりますので、それぞれの対象期間内に申請をお願いします。 秋肥については12月末頃から順次支払いを行う予定ですが、申請状況によっては、支払いが遅れる可能性もありますのでご了承ください。

随時以下の岡山県農産課のHPで情報をお伝えしていきます。
<https://www.pref.okayama.jp/page/811747.html>
 申請先等については、肥料を購入した各JA・肥料販売店へ各自ご相談ください。

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農業者の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の低減に取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

対象は県内在住で出荷・販売実績のある農業者に限ります。

支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行っている、又は今後行うことを条件に、前年度から増加した肥料費について、最大**8.5割**(国7割+県1.5割)を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{smallmatrix} \text{価格上昇率は今後「秋肥」「春肥」} \\ \text{ごとに国が決定します。} \end{smallmatrix} \right]} \div \left[\begin{smallmatrix} \text{使用量低減率} \\ \left[\begin{smallmatrix} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{smallmatrix} \right] \left[0.9 \right] \end{smallmatrix} \right]} \right) \right] \times 0.85$$

申請に必要なもの

- ① 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票及び領収書(又は請求書)など)

秋肥と春肥はそれぞれの申請期間に別々に申請してください。

- ② 化学肥料低減に向けた取組を**2つ又は3つ以上必ず**実施すること
 - ・ 国事業(7割補填)に申請する場合は、2つ以上、
 - ・ 県事業(1.5割補填)にも申請する場合は3つ以上の取組が必要です。

次のページを参照

